

to  
think about  
“human rights”

「人権」を  
考える  
ために

## 目次

3	はじめに
4	1-1 「差別落書き・差別ビラ」とは？
5	1-2 「差別落書き・差別ビラ」にかかわる京都大学の対応
7	2-1 「ハラスメント」とは？
9	2-2 「ハラスメント」にかかわる京都大学の対応
10	3 人権尊重の文化の発信拠点となるために
10	部落差別 ——「同和問題」は「過去」のものとなりつつあるのでしょうか？
12	性差別 ——「女らしさ」「男らしさ」とはいったい何を指すのでしょうか？
13	● 性暴力 ——本学の学生による事件に即して考えてみましょう
14	● アルコール・ハラスメント ——見過ごされがちだけれど、大切な問題
14	性的少数者の人権
16	民族差別 ——日本社会は「単一民族」から構成されている？
19	障害者差別 ——「関係ない」のでしょうか？

# about “human rights”

「人権」を考えるために

## はじめに

**ひ**とは、民族・国籍・出身などの違いによって差別されてはならない。社会的な地位や立場の違い、性あるいは性的志向の違い、障害の有無などを、人権の蹂躪に利用することなど許されない——こんにち、こうした考えに正面切って異を唱える者は、ほとんどいないでしょう。けれども、現実にもそうした差別や人権蹂躪がなくなったのかといえば、残念ながら、そうではありません。京都大学においても、さまざまな差別は陰に陽に存在しています。また、大学という場に特有の差別の実態があることも、明らかになってきています。ふだんから差別や偏見についての知識と認識を深め、感受性を研ぎ澄まし、問題に直面したときは、当事者としてであれ、第三者としてであれ、その問題に適切に対処する。そうした姿勢を養ってゆくことにより、大学における「学問の自由」も保障されるといえます。

京都大学では、2005年4月に従来の「同和・人権問題委員会」と「人権問題対策委員会」を統合して新たに「人権委員会」を設置しました。人権委員会は、本学構成員の人権意識の深化に資することを目的として、定期的に人権に関する講習会を開催するほか、附属図書館、吉田南総合図書館、農学研究科・農学部図書室、医学図書館に「同和・人権図書コーナー」を設置し、人権問題関連の書籍を体系的に収集しています。各構成員は、こうした資料等を利用して、人権について自主的に学んでゆくことが求められます。人権に関する法令等資料は人権委員会ホームページ ([http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human\\_rights/commission/](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human_rights/commission/)) でも見ることができます。

このパンフレットでは、その中でも京都という土地と、大学という場に深く関連する重要な問題として、「差別落書き・差別ビラ」と「ハラスメント」についてとりあげ、さらにその背景の広がりにも即して人権問題について説明しています。「差別落書き・差別ビラ」「ハラスメント」は、いずれも、時には人の精神を破壊しかねないほど暴力的な行為です。こうした行為を決して許してはならないという気運をより確固としたものにしてゆきたいという願いを込めて、このパンフレットは編まれました。

## 1-1

## 「差別落書き・差別ビラ」とは？

**京** 都大学では、男子トイレでのいわゆる「差別落書き・差別ビラ」が頻発してきました。それは、被差別部落出身者、在日外国人、障害者、同性愛者などを誹謗中傷する悪質なものであり、まぎれもない違法行為です。

例をあげて考えてみましょう。2003年6月4日に法経本館3階一般掲示板および同3階西側トイレで発見された差別ビラでは、本学の学生だったAくんの顔写真をモニターに載せた上で、次のように記しています。

こいつら穢多、非人どもは差別されることでお金をもらったり、就職を斡旋してもらっているくせにお上にたてついたり、天皇制廃止などと大逆的なことを平気で叫ぶ非国民です。

いいよなA\*はいざとなったら、穢多、非人という事で仕事を与えられるんだからなあ。俺も差別されてえ～。

しかもこいつらは北朝鮮とも繋がっており、拉致にも手を貸した売国奴です。このまま奴らを野放しにして置いたら、この国は奴らにのっとられてしまう。さあ、穢多、殺せ！ 恩知らずで平気でわれわれからたかる馬鹿チョンどもを殺せ。役立たずの障害者を殺せ！！

弱いということは犯罪だ、弱いとすぐ甘える、そして偽善者に利用され、秩序を乱す。…\*\*

この差別ビラが卑劣であるのは、第一に、本学で部落解放運動に携わっていたAくんの固有名詞をあげて誹謗中傷していることです。自分の知らない誰かが、自分の名前をあげて中傷したビラをキャンパスのどこかに貼り付ける——そうした事態を想像してみてください。キャンパスの中で落書き・ビラを書いた人物が自分のすぐ近くにいるかもしれないという思いを抱きながら、大学に通わざるをえないことになります。この差別ビラの書き手は、「殺せ！」という言葉すら用いて、個人としてのAくんを攻撃すると同時に、部落解放運動の展開そのものも妨害しようとしているわけです。Aくんは、こうした威嚇に屈することはありませんでした。しかし、それがどれだけ大きなエネルギーを必要とすることであったか、考えてみる必要があります。

第二に、このビラを書いた人物は、「穢多」「非人」という言葉に歴史的に付与されてきた暴力性を知りながら、その暴力性をいわば再活性化させようとしています。「お金をもらったり、就職を斡旋してもらっているくせに」と言い募るのは、同和対策事業の意味と歴史とを故意にねじまげることによって、部落差別をいっそう煽り立てようとするものです。そもそも、「お上にたてつくな」「大逆」「非国民」「売国奴」という発想は、戦後日本社会においてナンセンス以外のなにものでもありません。相手

(\*) 実名が記されていましたが、ここでは匿名としています。

(\*\*) ここで差別的表現に満ちた文章を引用したのは、「差別落書き・差別ビラ」がいかに悪意に満ちたものであり、いかに暴力的であるかということに対して、切実な理解を共有するという趣旨によるものです。こうした趣旨に反する意図で、この文章を転載または引用することを禁じます。

が誰であれ、おかしいと思うことはおかしいと言い、批判すべきことは批判する、さらにそうした批判に耳を傾ける——それが民主主義の根本です。それは一般社会においても重要なことですが、「学問の自由」が保障されるべき大学においてはなおさらのこと、尊重されるべき姿勢です。

第三に、この差別ビラは、矛先をさらに在日朝鮮人や障害者にも振り向けています。ここで被差別部落出身者への攻撃が在日韓国・朝鮮人や障害者へと飛び火していく「論理」はまったく飛躍しています。が、その飛躍を支える心情は「弱いということとは犯罪だ」という文章の中に明確にされているとも言えます。ここで「弱い」とは、日本社会において構造的に差別されてきた人びとを指しています。差別ビラの書き手は、「弱者」は「弱者」らしくおとなしくしている、「秩序」を乱すな、と記しているわけです。こうした「秩序」において、他者への想像力に根ざす人権意識は、まったく欠落しています。ただ自分自身が「強者」でありたい、「強者」ならば何をしてもよいのだ、という熱病のような思いがあるだけです。

このビラの後半の省略した部分では、ビラの書き手は、自分自身について「無力さを他人のせいにする」「だめな人間」であり、「だめな人間だから差別をしようと勝手」と記しています。ビラの書き手は、自分自身の「憂さ晴らし」のために、「馬鹿チョン」「役立たず」という暴力的な表現をあえて利用していることを自ら認めているわけです。あるいは、ビラの書き手も、自らが「役立たず」とみなされることを恐れていたのかもしれませんが。しかし、もしそうだとすれば、なぜ自分を「ダメ」と規定するものに対して、異を唱えないのでしょうか。「お上にたてつくな」という時代遅れの「秩序」をふりかざして、社会的「弱者」を攻撃することは、まったくのお門違いです。

どのような理由があるにせよ、「だめな人間だから差別をしようと勝手」と言うことはできません。こうした開き直りは、人間としての最低限の倫理性を放棄するものです。さらに、こうした開き直りを差別落書き・ビラのような形で公言することは犯罪的行為であり、決して許すことができません。

## 1-2 「差別落書き・差別ビラ」にかかわる京都大学の対応

**差** 別落書き・差別ビラに接すると、暴力的な言葉を書きつけた人の、その言葉が向けられた相手の痛みや悲しみに対する無感覚さ、想像力の貧困および知性の乏しさに慄然とせざるをえません。ただし、忘れてはならないことは、こうした事態について、差別問題・人権問題に関しての感受性を養ってこなかった環境にも原因があることです。さらに、こうした言葉が人を傷つける力を持ちうる現実があるからこそ、このような落書きが生じるともいえます。そうした現実を歴史的に形作ら

れてきたものであり、この社会の構成員であるわたしたち一人一人はその現実の中で生きています。差別とは、直接に差別され、あるいは差別する人だけの問題ではなく、社会全体の、すなわちわたしたち自身の問題です。差別の現状に対して無知であれば差別を見逃すことになり、その結果、差別に加担することにもなってしまいます。

このように環境という要因を問題とすると、差別落書き・差別ビラに対する京都大学の対応にも、反省すべき点が多々あります。

京都大学では、1972年の教育学部での「教育実習に関するオリエンテーション」で配布された文書が部落差別、民族差別、障害者差別を容認する内容を含むものであったことへの反省に基づいて、翌1973年に同和問題委員会が設置されました。1995年にこの委員会は同和・人権問題委員会へと改組され、部落差別だけでなく、性・民族・障害者差別など、さまざまな人権問題の実態を認識し、本学全体の研究・教育上の取り組みの基本方針を審議し、必要に応じて総長を補佐することとなりました。

しかし、1998年から2003年にかけて学内で差別落書き・差別ビラが頻繁に発生した際の、本学の対応には多くの問題点がありました。1999年には、同和・人権問題委員会が、「差別落書き対応マニュアル」(差別落書きを発見した際に、関係者立ち会いのもとで正確に記録を残した上で消去する手続きを定めたもの)を作成しましたが、このマニュアルは各部局に周知されず、いわば「臭いものには蓋」の要領で落書きは隠してしまえばよいという対応が行われたこともありました。また、落書きの実物のコピーは、同和・人権問題委員会の委員長が「手持ち資料」として保持するだけであり、委員長以外は実物を見たことがないという事態も一般的でした。それは、事態の深刻さを共有する努力が、いまだ十分ではなかったことを意味しています。2000年には教育学部のトイレで被差別部落出身者として特定の学生の名前をあげた差別ビラが発見され、もっぱら落書きを想定した従来の対応策では不十分なことも明らかになりました。

同和・人権問題委員会は、「事実確認会」においてこうした大学側の対応の杜撰さを問う学生たちとの討議を重ねる中で、マニュアルを改訂して各部局に周知するとともに、差別落書き・ビラにかかわる報告書(差別落書き・ビラそのもののコピーを含む)を全委員に配布し、各部局の教授会でコピーを回覧した上で報告することを求めるなどの改革を行ってきました。

京都大学では現在、差別落書き・ビラが発見された場合には、トイレは一時使用禁止にするなど不特定多数の目に触れないようにし、必要な確認を終えた後に消去しています。一方、落書きが発生した部局では「警告」を、京都大学全体としては「告示」を出すなどして、書き手に対して警告するとともに、大学の構成員に対して問題意識の喚起をはかっています。このパンフレットも、こうした改革の試みの中で作成されたものです。

なお、こうした取り組みにもかかわらず、2012年には学内で差別落書きや同和・人権関連図書への汚損が頻発し、この問題がいまだ過去のものではないことが明らかになりました。本学では、既に差別落書きの撤去や汚損された図書の修復を行い、上記の対応をとりました。

京都大学は、改めてすべての構成員に対して、差別落書き・ビラを決して許さない気運を高めることを求めると同時に、発見した場合には、各部局の総務掛、または総務部総務課に速やかに通報することを呼びかけます。

### 2-1

## 「ハラスメント」とは？

**ハ**ラスメントとは、教育・研究・就労・医療の場における力関係等を不当に利用して、相手の意に反する言動を行うことによって人格を傷つけることや、教育・研究・就労・医療をめぐる環境を悪化させることによる人権侵害をいいます。ハラスメントにあたるかどうかは、加害者の意図や認識にかかわらず、不適切な発言や行動が存在し、客観的に見てそれがハラスメントに該当するか否かを基準として判断されます。大学においては、「上司」と「部下」というような、多くの職場に共通する人間関係に加えて、教員と学生、上級生と下級生、医師と患者、主導的メンバーとそれ以外のメンバー、等々の関係のなかで、日常の営みがなされています。そのために、こうした位置や立場の違いを利用したハラスメントが生じる危険性は、他の職場・施設にもまして大きい、ということを実感しなければなりません。

ハラスメントにはさまざまな態様があり、おおまかにセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントに分類することができます。これらの複数のそれぞれの要素が重なり合っていることもしばしばあります。

セクシュアル・ハラスメントは、性的な要求や言動にかかわるハラスメントです。性的な要求や言動を受け入れることを修学・就労活動の条件としたり、それらの活動評価の基礎として考慮すること（対価型）や、性的な要求や言動によって教育・研究・医療にかかる修学・就労・診療の環境を悪化させたりすること（環境型）がこれにあたります。

必ずしも性的な要求や言動にはかかわらないハラスメントもあります。その中で、教育・研究にかかわる力関係や人間関係等の優位性を不当に利用したものをアカデミック・ハラスメント、教育・研究とは直接関わりのない、就労・医療の場における力関係や人間関係等の優位性を不当に利用したものをパワー・ハラスメントと呼びます。具体的には、院生、学生の場合には、指導教員からの不当な退学・留年勧奨や指導拒否、学位の取得妨害など、教員の場合には、不当な研究妨害、昇任差別、退職勧奨など、職員の場合は意図的に昇任・昇給等を妨害することなどが考えられます。これらのハラスメントに、セクシュアル・ハラスメントが重なっている場合も多くあります。それぞれの研究領域によって独自の研究スタイルがあり、また、「指導」の仕方にも教員個人によって様々なスタイルがあります。それを十分に尊重したうえで、やはり人権侵害にあたる、と考えられる場合は、放置することはできません。ハラスメントを決して許さないという気運を醸成していくことが重要です。

京都大学では、セクシュアル・ハラスメントの事件が複数明らかになっています。男性教授が指導という名目で女子学生を無理に食事などに誘ったり、指導と引き替えに交際を要求したりして停職処分になるなど、典型的な「対価型ハラスメント」の例がありました（さらに重篤な例は「3. 人権尊重の文化の発信拠点となるために」の中の「性

暴力」の項も参照ください)。また、「環境型」ハラスメントの典型例としては、性的な表現や行動をすることによって他者に不快感を与える等、就労上又は修学上の環境を害することが一例として挙げられます。

ハラスメントについて訴えられた人は、ほとんどの場合、「自分にそのつもりはなかった」と語ります。しかし、自分がそのつもりではなくても、相手にとっては不快な場合、あるいは立場の利用としてしか受け取れない場合があります。そうした意識の落差に対して敏感であろうとすることが大切です。

また、万一、自分自身がハラスメントに遭遇した場合は、ことばと態度で、嫌だ、不快だ、という気持ちをはっきりと相手に伝えましょう。誰か周囲の信頼できる人に相談する、あるいは、全学相談窓口や部局の相談窓口に相談することも大切です。相談窓口は、直接の被害者のもとより、被害に気づいた第三者の相談に対しても開かれています。これは密告の奨励とは本質的に次元を異にすることがらです。困ったな、変だな、と思ったときには、事態が深刻になる前に、必ず誰かに相談してください。窓口に来られない場合でも、せめて友人や周囲の人びとに相談し、また相談を受けた人は、「そんなことはない」などと否定したりせず、話を聞いてあげてください（各部局の窓口相談員の名簿は、京都大学のホームページ [http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human\\_rights/harassment/index.html](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human_rights/harassment/index.html) に掲載されています）。



### 2-2

## 「ハラスメント」にかかわる 京都大学の対応

**京** 都大学では、ハラスメントに関する相談窓口を各部局におくとともに、学生総合支援センターと総務部人事課に全学相談窓口をおいています。相談者は、どの窓口でも相談することが可能です。また、相談者がハラスメントの調査や対応を大学に依頼したい場合には、相談窓口を通じてその依頼を行うことができます。この依頼は、原則として当該部局に対して行うものとしています。部局では、部局人権委員会が速やかに調査を行い、その調査結果に基づいて、謝罪等を内容とする調停、研究室の変更、配置換え等、当該事案の解決にとって必要な対応をとることとなります。また、調査の結果、懲戒処分に相当する事実が明らかになった場合には、懲戒手続が開始されます。なお、相談者が調整による和解を希望する場合は、部局長が、相談者との協議により和解内容案を作成のうえ当事者間の調整を行います。

ハラスメントの調査や対応は部局で行うのが原則ですが、相談者が部局での調査を強く拒否するなど、部局での調査が困難な場合には、全学での調査を依頼することも可能です。全学での調査は、全学調査委員会によって行われ、事案ごとに設置されます。

調査委員会の調査結果を受け、法務・コンプライアンス担当副学長は当該部局・学系等と連携して事案の解決にあたり、当該部局・学系等において適切な対応がとられることとなります。

従来、ハラスメント問題に関して全学で対応する場合には、人権委員会に設置されたハラスメント専門委員会が調査・調停を行ってきました。この手続は調停に主眼をおいたものでしたが、2009年4月に制度の変更を行い、上に述べたとおり、調査委員会による調査とそれに基づく法務・コンプライアンス担当副学長による対応要請という新制度へと移行しました。新体制においては、法務・コンプライアンス担当副学長の責任を明確にするとともに、ハラスメント専門委員会において蓄積されてきた経験を引き継ぎつつ、必要に応じて外部有識者の助力を得て、従前にも増して迅速かつ適切な調査・対応を目指すこととしています。

なお、ハラスメントの防止等の詳細については、冊子「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」をご覧ください。

[http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human\\_rights/harassment](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human_rights/harassment)

## 3

## 人権尊重の文化の 発信拠点となるために

**大** 学も社会の一部である以上、社会全体に広がる差別の現実から、大学関係者だけが自由であることは困難です。残念ながら、大学という空間そのものが差別の現場となり得るという事実を、まず認識しなくてはなりません。「差別落書き・差別ビラ」にしても、「ハラスメント」にしても、社会的な「弱者」に対する暴力が正当化されるような日本社会の闇に連なっています。

しかし、「知性的」であるということは、「差別への欲望」や「暴力への衝動」に対して自省的であり、こうした欲望からできるかぎり自由であろうとすることを不可欠の要素として含んでいます。大学が「知性の府」である以上、「反差別」「人権尊重」の文化を形成し、さらに社会に向けて発信していくことが、求められています。そのためには、それぞれの差別問題が持つ奥行きと広がりに対する認識と感受性を養うことが重要です。ここでは、そのための手がかりとして、「部落差別」「性差別」「民族差別」「障害者差別」をめぐる基本的な問題を整理しておきます。

### 部落差別 ——「同和問題」は「過去」のものとなりつつあるのでしょうか？

10

明治維新の四民平等・賤民制度の廃止から約150年が経過し、戦後の「日本国憲法」の基本的な人権の尊重を経て、同和問題を「もっとも深刻にして重大な社会問題」として受け止めた「同和对策審議会答申」からも、約50年の歳月が流れました。この答申を受けて制定された「同和对策事業特別措置法」によって、同和地区の「実態的な差別」は、ほぼ解消されたと言われます。これらをもって、「部落問題は過去のものとなりつつある」と言う人もいます。

確かに、「答申」のなかで指摘された「差別が貧困を生み、貧困が差別を再生産する」といった状況は、もはやほとんど過去のものと言ってよいでしょうし、部落の出身者を直接面と向かって排除したり忌避したりするあからさまな差別も少なくなってきたようにも見受けられます。けれども、それらをもって、「部落差別は解決した、あるいは、解決の方向に進みつつある。」「むしろ、部落、部落と騒ぐから新たな差別事件が発生するのだ、そっとしておけば、自然に解消してくれるのだから、学校で部落問題の授業など百害あって一利なし」と言い切ってしまうのはよいのでしょうか。

まず、京都で暮らし、京都大学で学ぶものは、過去においてどこかで部落問題と関わった、あるいは現在関わっているかもしれない、と一度自問する必要があるでしょう。

「部落問題」の講義の際、提出される学生のレポートのなかに、毎年必ずあるのが、子どもの頃、親から「あの地域には行くな、あの地域の友達とはつきあうな」と言われたというものです。家族以外の大人や友達からも、部落についての知識を得たも

# about “human rights”

## 「人権」を考えるために

のもいますが、それらの知識は、自らが体験して得た知識であるというよりも、噂や思い込みであることが少なくありません。

下宿を探すときに不動産屋さんからそれとなく知らされた、という人もいるでしょう。毎年12月の人権週間の期間中、人権標語のステッカーが電車のつり広告などに掲載されますので、注意していれば気がつくはずですが、また、古い映画にはときどき部分的にせりふの音声が意図的に消されているものがありますが、部落問題や人権問題とつながりがあると想像できる人は、どのくらいいるのでしょうか。漫画や劇画、小説のなかには、部落問題が直接の主題でなくても、描かれている場合もあります。もちろん小・中学校や高校において、部落問題の啓発的なビデオや講演を見たり聞いたりしている人も、いると思います。このように考えてみると、良くも悪くも、部落問題に触れたことがない、まったく知らない、というひとはきわめて少数であり、「寝た子を起こすな」と言う前にすでに「子ども」は起こされている、と言ってよいでしょう。

このようにして家族や、学校、地域社会、マスコミなどによって形成されてきた被差別部落についての観念は、すべてが誤りだとは言えないとしても、偏見に基づいたものも少なくありません。また、近年被差別部落の研究が進み、その成果が学校の教科書にも徐々に浸透してきていますが、現在大学に在籍している学生諸君の子ども頃の頃習った事柄と一致しない事柄も出てきています。

問題は、部落差別は本当になくなりつつあるのかどうか、ということでしょう。これについては、部落解放運動を推進してきた人びとや団体のなかでも意見が分かれるところですが、部落差別が今なお至るところで発生していることだけは事実です。就職や結婚に関わって、興信所を利用して被差別部落出身かどうかを調べようとする、差別事件は後を絶ちません。摘発されるのはおそらく氷山の一角に違いありません。1970年代に「部落地名総鑑」という全国の被差別部落の地名や所在地が記された書籍が出回り、購入した企業や大学があって、社会問題になりました。この文書には回収されなかったものもあり、それが今なおインターネットを通してひそかに流されていると言われています。冒頭で述べたように、京都大学では、部落問題を初めとする「差別落書き」のほか、近年の新しい差別の形態として、インターネットを使った卑劣な匿名の差別書込みも問題視されています。

京都大学でも被差別部落とされる地域出身の学生が学んでいます。わたしは部落差別などしたことがない、と思っている人に考えてもらいたいのは、これらの学生のうち、ごく少数の意識的な学生を除いて、なぜ彼らあるいは彼女らは自分の出身地域を名乗らないのか、ということです。その人たちは、名乗らないというよりも、差別を恐れて名乗れないのです。その一見過剰な自己防衛の姿勢は、しかし、その人自身の被差別体験の結果であるかもしれませんし、たとえ本人に差別の体験がなくとも世代を超えて受けつがれてきた部落差別の記憶であるのかもしれません。いずれにせよ、自分の出身地を語りづらくさせているそのことの責任は、名乗ることがない本人ではなく、本人以外の人たち——つまり、私たち——が負わねばならないのではないのでしょうか。

言うまでもないことですが、部落問題とは、差別される被差別部落出身の人びとの問題ではありません。いかなる差別問題もそうですが、部落問題にとりわけ顕著なことは、被差別当事者がなにか問題を引き起こしているというのではなくて、部落差

別をする側が部落問題をつくっているのです。被差別当事者にとってなぜ自分が差別されるのか分からないのです。差別をするかどうかを決定するのは、差別する側の手中にあるからです。それなら、出自を隠して生きていこう、とする被差別当事者を責めることはできないでしょう。このように見てくると、部落問題は自分には関係のないことがらとして傍観者のように振舞うことは、いかに部落問題を解決することから遠ざかる行為であり考え方であるかが、わかるのではないのでしょうか。

## 性差別 ——「女らしさ」「男らしさ」とはいったい何を指すのでしょうか？

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」——法の下での平等を定めた日本国憲法第14条第1項には、このように、男女平等がうたわれています。けれど、それが実現されたとは言い難いのが現状です。そうした状況を受けて、1999年6月には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性を發揮できる」(「男女共同参画社会基本法」前文より)、そのような社会の実現が目指されています。京都大学も、その例外ではありません。

さてこの関連で、「男らしさ、女らしさを押しつけない」という意味での「ジェンダー・フリー」という語をよく見かけるようになりました。この語に対しては、「男らしさ、女らしさを否定」するものだという批判もなされています。しかしそもそも「男らしさ」「女らしさ」とは何でしょう。それが指す内容は、時代社会などによって異なり、いかようにも変化するものです。また、こと性差にかんしては、「差別はいけませんが、区別はあって当然」といった声が聞かれます。わたしたちは、生まれてすぐに女性あるいは男性というどちらかの性に分類され、その性に基づいて育ち、社会生活を送ります。そのときに、なんらかの「男らしさ」「女らしさ」のイメージが、個人にとってポジティブな指標となり、自らを伸ばしてゆく力となるならば、それは歓迎すべきことでしょう。しかし問題は、「女らしさ」「男らしさ」というのが、自らだけではなく、他者の言動や人生の可能性をも制限し、抑圧するために用いられる時です。学生に、「女だから」「男だから」と言われた経験を尋ねると、女性と男性の差がはっきりと現れます。女性の場合は、行動、発言や能力の発展を制限する方向が顕著です。反対に男性の場合は、能力を伸ばす方向が顕著であると同時に、感情を押し殺すようにと、あるいは無闇に「強くあれ」と要求された、といったことが目立ちます。こうした「男らしさ」「女らしさ」の強要に苦しんだ人は多いことでしょう。もしあなたが、「差別はいけませんが、区別はあって当然」と言いかけた時、それが他者に対して抑圧的に語っていないか、自分に都合の良い考え方を相手に押しつけていないか、考えてみてください。

「男女平等」とはいつても、もちろん女性には、「産む性」としての身体に由来するさまざまな特性があります。画一的な効率至上主義のもとでは、それが女性自身にとって、あるいは雇用者などにとっての「リスク」あるいは「デメリット」という、負の意味づけがなされがちです。しかしそのような価値観が支配する社会は、女性だけでなく、一面的な「効率」の要請に合致しない人びとをはじき出してゆく、非人間

的な社会ではないでしょうか。教育、研究、労働の場としての大学において、個々の能力に基づいてではなく、女性あるいは男性といった性によって、異なった待遇あるいは評価がなされることがあってはいけません。学生にアンケートをとると、男子学生からは、「女子には甘い教授がいる」「女子は数が少ないからちやほやされる」とか、「女子はきつい仕事を免除されて不公平だ」といった不満が出されます。女子学生の方からも、そうしたことで「得した」と思った、という声が聞かれます。しかし裏を返せばこれは、女子学生は甘やかされ、まともに相手にされていない、要するにきちんと育てられていない、ということに他なりません。このことは、教員の側も心すべきです。

### ● 性暴力 —— 本学の学生による事件に即して考えてみましょう

2006年1月に、京都大学在学学生(当時)3名が逮捕され、2月に、女性を抵抗不能の状態にして性的暴行をした場合などに適用される、集団準強姦罪\*などで起訴されました。1人の男子学生の部屋で「鍋パーティー」を開き、女子学生2人に「焼酎ルーレット」というゲームの形式で強い酒を飲ませ、泥酔させて暴行に及んだ、というものです。その後9月に京都地裁において、訴因が準強姦致傷罪に変更された上で、それぞれ、懲役5年6カ月、懲役3年執行猶予5年、懲役2年6カ月執行猶予5年という有罪判決が下されました。執行猶予のついた2人は控訴せず、この判決が確定しました。実刑判決を受けた1人は控訴し、2007年7月18日に大阪高裁で懲役4年6カ月の判決が下され、同年11月12日付けで最高裁により上告が棄却されたため、この判決が確定しました。

(\*) 現在の刑法の罪名とは異なりますが、ここでは当時の罪名で説明します。

この事件について、「夜遅く男性の部屋に行く方もどうかしている」「女性も女性だ」などという声が聞こえてきたりします。しかし、どうでしょう。夜、男性の部屋で、友人あるいは仲間同士でお酒を飲む(そして、場合によっては飲み過ぎてしまう)ということは、女性にとって、その場にいる男性たちとの性行為に暗黙のうちに合意している、ということになるのでしょうか。男性が女性と酒を飲むとき、男性は必ず性行為を目指している、と考えなければいけないのでしょうか。男性は、女性が飲みつぶれたらいいようにしても構わない、と考えているものなのでしょうか。「男を見たら狼と思え」——そのように思われるのは、男性にとっても不名誉かつ不本意なことでしょう。研究、教育、労働、サークル活動など、夜遅くまで男女交えて活動することも多い大学という場合は、信頼関係がなければ機能しません。飲みつぶれたなら介抱すれば良いだけのことです。誰かが暴走しかけたら、それを止める人がいるべきです。

さらに、「被害者が悪い」というのは、性暴力に顕著な見方です。しかし被害者を責めるのは、性犯罪に加担することに他なりません。そうした考えが、加害意識を麻痺させ、性犯罪・性暴力を助長するのです。性犯罪にあっては、被害者の方が不当にも非難の対象になりがちなることもあり、被害を訴え出ることが出来にくい状況が今でもあります。それにもかかわらず、勇気をもって被害を訴え出た女性たちの思いを踏みにじるようなことだけは、決してあってはなりません。

京都大学では残念なことに、セクシュアル・ハラスメントによる教員の懲戒処分が過去に複数件行われています。そもそも京都大学がセクシュアル・ハラスメントの問題に大学として取り組むようになったきっかけになったのが、ある著名な教授が同じ研究領域の研究者志望の女性を強姦し、長年にわたって関係を強いた、という事

件でした。加害者側は、やはり「合意の上」という主張でしたが、教授という権力を利用しての強姦および恐怖による支配があったと裁判で認められました。被害者の女性が訴え出たきっかけは、他にも同じ目に遭っている人がいると知り、自分が言わないと、同じ事がいつまでも繰り返される、と思ったことでした。実際、その女性が訴え出ていなかったなら、新たな被害者が生まれていたかもしれません。この事件の時にも、「痴話げんかのもつれ」だとか、「女性にはめられた」などという声が飛び交いました。さらに、教授の業績や実力を惜しみ、このような事件で失脚させては日本の学問にとっての損失である、というような意見も聞かれました。こうした事件を、特殊な個人の特殊な事件、と片づけてしまうのは簡単です。けれど、それを許す環境があったと考えなければなりません。たとえば、まだ真相が明らかにならないうちに、被害者を貶め、加害者を擁護する声が出る状況も、まさに性犯罪を生む温床と言えます。

### ● アルコール・ハラスメント —— 見過ごされがちだけれど、大切な問題

先の集団準強姦罪とされる事件に関連して看過できないことがあります。年長者が年少者にゲーム形式で強い酒を泥酔状態になるほどに飲ませた、という点です。「ゲーム」という形ではあっても、断れない状況があったならば、それは強要になります。それが「イッキ飲み」であったなら、なおさらのことです。イッキ飲みなどで、急激に大量の酒を飲むと急性アルコール中毒となり、死に至る危険があるのは周知のことです。お酒はそれぞれの体質や体調に合わせて、楽しく飲むものです。とくに春はゼミやサークル、職場などの歓迎会が多く、お酒を飲む機会が増えます。お酒を強要することも、一種のハラスメントです。お酒を強要しない、無理強いされても断る、という心がけが必要です。

大学生活において、「問題」など生じないほうが良いのは当然です。けれどなにかあったときに、それを訴え出ることを、さらに訴え出る人を、「問題視」するようなことは、決してあってはなりません。問題が生じたときにはきっちり対処してゆくことが、差別のない自由な空間を創造する行為に連なっていくのです。

ハラスメントは、被害者を深く傷つける暴力的な行為であると同時に、大学における「学問の自由」を根本的に脅かす行為でもあります。ハラスメントを決して許さない風潮を学内において形成していかなくてはなりません。

## 性的少数者の人権

近年、マスメディアなどでLGBTという言葉をよく見かけるようになってきました。LGBTとは、女性の同性愛者であるレズビアン(L)、男性の同性愛者としてのゲイ(G)、両性愛(男女両性を性愛の対象とする人)を意味するバイセクシュアル(B)、さらに、自分の身体的性とは異なる性別を自認しているトランスジェンダー(T)の人たちを指す言葉です。このLGBTに加えて、身体を男性・女性に振り分けることのできないインターセックス(「性分化疾患」と呼ぶ方がいいのかもしれませんが)の人たちを加えてLGBTIと呼ぶこともあります(ただし、性的指向性に関わることや性別違和の人を意味するLGBTと、身体上の性分化に関わる課題をかかえる人をひとくくりにするには問題だという声もあることはおさえておくべきでしょう)。

# about “human rights”

## 「人権」を考えるために

性的少数者というとき、よく使われるのがこのLGBT (I) という言葉ですが、他にも、自分の性的アイデンティティをはっきりさせることを拒否する人や、性的な関心をもたない人(アセクシュアルと呼びます)など、多様な性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)がいます。

日本には、どのくらいの割合でLGBT (I) の人がいるのでしょうか？ 2015年に株式会社電通におけるダイバーシティ(多様性) 課題対応専門組織「電通ダイバーシティ・ラボ」が全国69,989名に行った「LBGT調査2015」によれば、LGBTを含む性的少数者に該当する人は7.6%だったといえます。13人に1人ということです。40人のクラスなら3人くらいがLGBT (I) という計算になります。あなたの身近にもLGBT (I) の人はいるはずなのです。

LGBT (I) など性的少数者について、私たちがまず理解しなければならないことは、その多様性でしょう。たとえば性別違和を感じる人のなかにもさまざまなタイプが存在します。身体的には男性の人が自分のジェンダーアイデンティティである女性にトランス(越境)する場合を、MtF (Male to Female) と表現することがあります。また、女性から男性へトランスする場合を、FtMと呼んだりします。しかし、必ずしも男性ないし女性から、「異性」へと転換を望む人ばかりではありません。むしろ、性別にこだわらないX(エックス)ジェンダーを選択する人もいるのです(女・男というジェンダーの二分法にこだわらない人たちです)。つまりFtXやMtXという選択です。逆に、自己の身体的性別がはっきりしない性分化疾患の人のなかには、インターセックスという呼び方を拒否し、男か女かどちらかの性別に自分のアイデンティティを確定させたいと望む人もいます(もちろん、インターセックスと積極的に自己表現する人もいます)。このように、LGBT (I) を「ひとづくり」にとらえてしまうことは、しばしば多くの誤解を生むことにつながるのです。

LGBT (I) の人たちの人権をめぐる問題のなかで、現在、きわめて重要なのは、こうした人々がしばしば社会的に孤立しやすいということです。「自分が周りの人とどこか違うのではないか」という思いがその背景に存在することもあります。

LGBT (I) の人に対して、時には、「ホモ」「オカマ」「レズ」などとからかわれたり、「気持ち悪い」「異常」などの偏見に満ちた言葉によって社会からの排除が行われたりもします。これは極めて重大な人権侵害です。しかし、いまだにLGBT (I) の人への差別や偏見の問題については十分に理解が広がっているとはいえません。

労働組合のナショナル・センターである日本労働組合総連合会は、2016年に「LGBTに関する職場の意識調査」を実施したそうです。この調査によれば、職場の上司・同僚・部下等が同性愛者や両性愛者だったら「嫌だ」「どちらかといえば嫌だ」と回答した人は35%もいたそうです。また、職場でLGBT関連のハラスメントを受けたり見聞きしたりした人も22.9%と、これもかなり高い割合になっています。

LGBT (I) の人への心無い発言やハラスメント、その結果でもあるLGBT (I) の人の「孤立感」は、ときに自殺という悲劇を生み出すこともあります。日高庸晴さんらがまとめた、「若者の自殺と性」に関連した研究調査「わが国における都会の若者の自殺未遂経験割合とその関連要因に関する研究—大阪の繁華街での街頭調査の結果から—」によれば、とりわけ男性においては、異性愛でない人(ゲイ・バイセクシャル男性等)の自殺率は異性愛者の6倍近くになったそうです。

LGBT (I) の人のなかには、両親や身近な友人に自分が性的少数者であることを打

ち明けることができないという人もいます。自分が性的少数者であることを認めきれない思いがあったり、また、孤立してしまうことや人間関係にヒビが入ってしまうことを恐れたりする場合があります。このことも私たちはきちんと理解しておく必要があります。

身近な人に自分がLGBT (I) であることを明らかにする場合があります(いわゆる「カミングアウト」です)。

カミングアウトされたときには、まず何よりも「話してくれてありがとう」という気持ちを伝えることが大切です。と同時に、このことを誰かに話しているのか、また、誰になら話していいのかを、きちんと確認することも重要です。何よりも、本人の同意のないままに第三者に伝えることは避ける必要があるからです。

最近、ある国立大学で同性愛の男子大学院生をめぐる悲劇的な事件があったことをご存知の方もいると思います。自分が同性愛者で恋愛感情を抱いていることを男性の同級生に打ち明けたところ、「おまえがゲイであることを隠しておくのは無理だ」と、LINEで実名をあげて複数の同級生に明らかにしてしまったのです(いわゆるアウティングです)。その後、この男子大学院生は、心身に不調をきたし、授業中に発作をおこして校舎から転落死したのです。

こうした悲劇を防ぐためにも、大学としていろいろな対応が必要になります。実際、北九州市立男女共同参画センター・ムーブの「ジェンダー問題調査・研究支援事業」による調査「性的マイノリティの学生支援における課題」(2014年)によれば、国立大学の約8割で、性的少数者の学生からの相談があったといいます。LGBT (I) をめぐる人権という視点は今後の大学にとっても重要な課題なのです。

大学の講義などできちんとLGBT (I) についての知識を提供することも必要です。教職員も学生も、LGBT (I) の人権という視座をきちんと共有することがきわめて重要なのです。

## 民族差別 ——日本社会は「単一民族」から構成されている？

京都大学では数多くの留学生が学んでいます。また、街中の飲食店その他の場所で外国人と接する機会も日常的なものとなっています。日本社会はともすると「単一民族」からなるとみなされがちですが、実際には多種多様な民族がともに「日本」という社会を構成しています。具体的には、2015年末現在の時点で、日本社会には223万人を越える外国人(在留外国人)が居住しています。永住者・定住者がその約38.6%を占めるほか、留学、技能実習、人文知識・国際業務などの目的で滞在する人びとも数多くいます。国籍別では、中国が全体の29.8%を占め、韓国が20.5%、以下、フィリピン、ブラジル、ベトナムと続きます。(法務省入国管理局「平成27年末現在における在留外国人数について(確定値)」による)。

在日外国人は、一般に、戦前期の日本による植民地支配の結果として日本社会に居住することになった「オールド・カマー」と、主に1970年代以降日本社会に就労の機会を求めてやってきた「ニュー・カマー」に区別されます。「ニュー・カマー」の中でブラジルやペルーなど南米出身者が多いのは、1990年の出入国管理法の一部改正により日本政府が日系人を優先的に受け入れる政策を推進したためです。

「オールド・カマー」と「ニュー・カマー」とを問わず、日本社会における外国人は、

さまざまな民族差別の壁に直面しています。就職や家探しという人生の重要な転機において「外国人お断り」という心ない対応が行われることは、今日でも少なくありません。一部の地方自治体を例外とすれば、外国人は参政権を認められなかったり、公務員になれず、また採用されたとしても管理職への就任を妨げられたりすることも、ひさしく改善の必要を指摘されている事態です。「ニュー・カマー」についても定住の傾向が強まるにつれて、子どもたちの教育をめぐる問題が深刻化しています。ブラジル人学校など外国人学校は、進学や税金の面で不利益を受けています。そのために公立学校に通うと、それぞれの文化をふまえて特別なニーズに応じた教育を行う体制が整備されていないために、日本語も上達しない上に、母語も十分に習得できない子どもたちが増加しています。

### ●なぜ日本社会には数多くの在日韓国・朝鮮人が存在しているのでしょうか？

民族差別をめぐる問題の中でも、在日韓国・朝鮮人に対する差別は深い歴史的かかわりに由来する重要性を持っています。在日韓国・朝鮮人の中には日本式の通名を名乗っている人や、日本国籍を取得している人も数多くいます。祖父または祖母、あるいは父親または母親のどちらかが韓国・朝鮮人であるという人も、増えています。京都大学にも韓国・朝鮮人の親族を持つ学生が少なからず学んでいます。そうした学生たちが日本式の通名を名乗るにしても、本名を名乗るにしても、個人の選択に委ねられるべきことがらですが、本名を名乗りたくても名乗りにくい状況が存在する事実を見過ごすことはできません。こうした状況を克服し、人権尊重の文化を築いていくためには、そもそも、なぜ50万人を越える在日韓国・朝鮮人が日本社会に居住しているのか、その理由を正確に認識する必要があります。

戦前期、朝鮮半島は日本の植民地とされました。土地調査事業をはじめとする植民地支配政策により生活の土台である土地を失った朝鮮人の多くが、生活の糧を求めて日本内地に移住しました。日本政府は1920年代には朝鮮人の移住を制限していましたが、戦時中に労働力が欠乏すると、一転して多くの朝鮮人を労働力として動員するようになりました。特に1942年以降に政府が「官斡旋」として行った動員は、強制的な面があったとも言われています。

1945年8月の日本の敗戦の時点で約210万人の朝鮮人が在住、その中の60万人あまりは朝鮮半島における生活基盤を失っていたなどの理由で日本に居住し続けました。日本の植民地支配ゆえに日本に居住せざるをえなかったにもかかわらず、戦後は、長期間にわたって法的に不安定な地位に置られました。1952年には一方的に日本国籍の喪失を宣告されて「朝鮮籍」の外国人として扱われることになり、不安定な在留資格で日本社会に留まることになりました。1965年に日韓基本条約が締結されると「韓国籍」を取得した人びとには「協定永住権」が認められました。「朝鮮籍」とどまる人びとに対して永住権が認められたのは1982年のこと、1991年の「入管特例法」によりようやく、「韓国籍」「朝鮮籍」を問わず、1945年9月以前から日本に在留する者およびその子孫を「特別永住者」とすることが定められました。今日、在日韓国・朝鮮人というとき、狭義には、「特別永住資格」を持つ、朝鮮半島出身者、およびその子孫を指します。

日本国籍を取得していない狭義の在日韓国・朝鮮人は、「外国人登録」の対象とされてきました。1952年に制定された「外国人登録法」は、「治安対策」的発想から指紋

押捺義務を定めましたが、反対運動が盛り上がったために指紋押捺は1993年に廃止されました。その後も「外国人登録証の常時携帯義務」を定めている点などが問題視されていましたが、2012年7月に「外国人登録証」が廃止され、常時携帯義務のない「特別永住者証明書」が交付されることになりました。

### ●在日韓国・朝鮮人による民族教育はどのように行われてきたのでしょうか？

在日韓国・朝鮮人は、社会生活上の権利という点では、日本人とは異なる不利な立場におかれてきました。他方、教育という面では、植民地期から今日にいたるまで同化主義の圧力により、日本人と同様の価値観や生活様式の習得を求められてきました。日本の政府と社会は、権利という点では在日韓国・朝鮮人に対して「日本人と同じ」であることを否定しながら、教育・文化という点では「日本人と同じ」であることを求めてきたと言えます。こうした矛盾に満ちた状況の中で、日本社会の同化圧力に抗しながら、自分たちの言語や文化、そして誇りを守るために行われてきたのが民族教育です。

1920年代以降、在日朝鮮人の増加・定住化にともなって自主的な教育機関が各地につくられましたが、1930年代半ばに強制的に閉鎖されました。日本の敗戦後、自分たちの文化を取り戻そうという熱意のもとに自主的な教育機関が再建され、京都でも1946年に京都七条朝聯学院（のちの京都朝鮮第一初級学校、2012年3月限りで休校。）など多くの朝鮮人学校が設立されました。これに対して、日本政府・文部省は、1949年10月に、朝鮮人子弟の義務教育は公立学校で行う原則であることを理由として閉鎖を通告しました。多くの学校が閉鎖に追い込まれる中、残った学校は、無認可の自主学校、公立学校分校、特別学級などの形で存続しました。1952年に在日朝鮮人の日本国籍喪失の措置がとられると、日本政府・文部省は、今度は一転して日本国籍を喪失したのだから就学義務はないという方針を示し、朝鮮人の生徒が無償で義務教育を受ける権利を否定しました。このような政策転換にもかかわらず、朝鮮人による自主的学校を「一条校」（学校教育法第一条に定める正規の学校で、小学校・中学校・高等学校などを指す）としては認めない方針には、変化がありませんでした。

朝鮮学校は、他の外国人学校と同様、「一条校」として認可されていないために、税制上の優遇措置を受けられないほか、卒業生の上級学校への受験資格に大きな制限が設けられてきました。大学受験資格についていえば高等学校程度の学校を卒業しても、高校中退者と同様に大学入学資格検定に合格しなければ受験できない仕組みとなっていました。しかし、外国からの留学生が、外国で受けた教育の内容にかかわらず、12年の課程を修了していれば受験できることを考えれば、この対応は不合理であるという指摘もなされてきました。

1997年には日本弁護士連合会が朝鮮学校をめぐる調査報告書を作成し、朝鮮学校卒業生に対して国立大学への受験資格を認めないなど不利益を与える措置は「現行憲法制定下に発生している最大の人権侵害の一つ」と評しました。また、日本政府が1994年に批准している「子どもの権利条約」では次のように定めています。「子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を發展させること」。親が子どもに自らの言語や文化を伝えていくことは、国際的にも当然の権利とみなされるようになってきているのです。

### ●在日韓国・朝鮮人の民族教育に対して、京都大学はどのような対応をしてきたのでしょうか？

2002年の時点で、公立大学・私立大学の多くは、それぞれの大学の裁量で外国人学校出身者の受験資格を認めてきましたが、国立大学は1校も認めていませんでした。本学の同和・人権問題委員会は、2002年9月、欧米系のインターナショナル・スクールと、朝鮮学校や中華学校などアジア系の民族学校を問わず、外国人学校出身者に包括的に受験資格を認めるべきだという答申を出しました（『京大広報』第574号別冊に掲載されたこの答申は、[http://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/issue/kouhou/documents/574\\_2.pdf](http://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/issue/kouhou/documents/574_2.pdf)からダウンロードできます）。2003年9月には文部科学省の省令改正により、多くの外国人学校の受験資格が認められましたが、朝鮮学校については各大学の裁量に委ねられることになったので、本学では2004年度入試から事前の「出願資格審査」を経た朝鮮学校出身者に受験資格を認めることとなりました。また、2005年度入試からは高等学校卒業程度を判断する基準として、専修学校高等課程卒業生の受験資格を認める際の基準を準用することとなりました。いまだ不十分な措置ながらも、ようやく門戸開放がなされ始めたわけです。

2002年のサッカー・ワールドカップ日韓共同開催や「韓流」ブームなどにより、在日韓国・朝鮮人に対する視線も変化してきたように思われます。しかし、さまざまな不利益や不平等がいまなお存続しており、嫌がらせ事件もあとを絶ちません。特に2002年にいわゆる「拉致問題」が公になって以降、朝鮮学校に通う子ども・青年への脅迫や嫌がらせはいっそう激しいものとなっています。京都大学でも、2005年8月には吉田南構内4号館2階男子トイレ個室の扉に「反日朝鮮学校廃校」という差別落書きが発見されました。「拉致」は国家的犯罪だとしても、そのことに対する抗議は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）政府に向けられるべきものであり、国家間の交渉を通じて解決されるべきことがらです。いかなる意味でも、個々の在日韓国・朝鮮人の子ども・青年たちにその責任を転嫁して、暴力をふるうことが許されるわけではありません。

はじめにも述べたように、在日韓国・朝鮮人にかぎらず、現在日本には数多くの外国人が生活し、「日本」という社会を共に担っています。多くの民族がそれぞれ独自の文化や価値観を大切にしながら、共通のルールのもとに共生していくにはどうしたらよいのか。そうした「共生のための作法」を考えることこそが求められています。

### 障害者差別 ——「関係ない」のでしょうか？

皆さんにとって、「障害\*」とはどのようなものなのでしょうか。このような質問をすると様々な答えが返ってくると思いますが、その多くは「目が見えない」「耳が聞こえない」「車椅子に乗っている」などではないのでしょうか。もしかしたら、「自分には関係ない」と、このようなことを考えたことがない人もいるかもしれません。もちろん、先ほど述べたような障害の考え方が間違っているわけではありませんし、根本的な要因ではありますが、そのほかにも、考え方や見方があるのではないのでしょうか。

それでは、「障害」の定義とはどのようなものなのでしょうか。1980年、WHO（世界

（\*）「障害」という表記については、最近では、「障がい」や「障碍」と表記される場合もありますが、本稿では、このまま表記します。

保健機関)は、「国際障害分類 (ICIDH)」を発表し、障害の概念を機能障害、能力障害、社会的不利の三区分別に分けることを提唱しました。機能障害というのは、生まれつき、あるいは病気や事故などにより、目が見えない、耳が聞こえない、歩くことができないというような状態のことを指します。そして、このような障害により、絵や文字が見えない、会話や電話ができない、自由に移動することができないなどの障害が生じるのが、能力障害ということになります。さらに、様々な能力障害により、本来得られる情報を得ることができない、多くの人が利用できる建物を利用できない、というような社会的不利を被ってしまうわけです。

これらの区分が提唱されるまでは、機能障害により社会的不利を被る場合、その問題の原因と責任は、基本的に障害者個人に帰せられていましたが、これ以降は、少なからず社会の側にもその責任があるという見方もされるようになりました。つまり、社会の側が機能障害や能力障害のある人に対して環境・条件などを整え、それらの人が社会参加しやすい状況を作り出すことで、社会的不利を解消・軽減できる可能性があるという見方もされるようになったのです。1981年の国際障害者年では、「完全参加と平等」という標語を掲げ、さらに理解を広める契機となりました。2000年以降、社会的な要因はさらに強調されるようになり、より積極的な環境整備が望まれるようになっていきます。2001年には先に述べた「国際障害分類 (ICIDH)」から「国際生活機能分類 (ICF)」へと障害の捉え方は変化しました。現在では、機能的な障害をインペアメント (個人モデル)、社会的な要因による不利益をディスアビリティ (社会モデル) として捉える動きも出てきています。行政や教育機関などの組織や周辺の人々には、できる限り社会的な要因を取り除く努力が求められるのではないのでしょうか。

このような動きを経て、環境を整えるという意味のバリアフリーという言葉は徐々に広まってきました。ただし、一般的には、バリアフリーは主に設備改善などのいわゆるハード面を中心に考えられがちで、情報保障や適切な理解 (差別をなくすなど) といったソフト面に注目されるようになるには少し時間がかかりました。ハード面・ソフト面が合わさることによって本当のバリアフリーな環境と呼べるものになるのです。さらに、今では、全ての人に良いという意味でのユニバーサルデザインという言葉や、主に教育分野などでは包括的という意味でのインクルーシブ (インクルージョン) という言葉も使われてきています。これは、障害のある人も含めて各人の固有のニーズやアイデンティティを尊重するというもので、とりわけ教育現場では重要であると考えます。教育・研究を支えるために、建物へのアクセスや必要となる設備を整備することはもちろん、視覚障害や聴覚障害のある人への情報保障はとても重要であり、大学としても、そのようなインクルーシブな環境整備に努めなければなりません。

それでは、今の京都大学はどのような状況なのでしょう。以前から、障害があるという理由だけで入学を拒否するという例はありませんでしたし、過去にも、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などのある学生が何人も学び、卒業していきました。歴史的に見れば、1974年の身体障害者問題委員会の設置に始まり、1980年には、身体障害者学生相談室を立ち上げました。これらの動きは、全国的には早いものだったのかもしれませんが、実態としては、専門の担当者もおらず、様々なニーズのある学生に対して組織的には十分な配慮・支援ができてこなかったといわざるを得ません。

その後、「京都大学重点事業アクションプラン2006-2009」及び「京都大学第二期重点事業実施計画」のなかで、障害のある学生の支援に関する項目が掲げられ、2008年

4月に支援を専門に行う担当者を配置し、実質的な身体障害学生相談室が開室されました。この時に、京都大学で初めて障害学生支援専門の全学的な窓口が開かれたのです。2011年4月からは、支援の専門窓口としてより実態に即し、社会的な認識にも配慮する形で、「障害学生支援室」という名称に改称して運営を続けてきました。そして、2013年8月に学生相談・支援を強化するために「学生総合支援センター」が設置され、センターのひとつの窓口「障害学生支援ルーム」として新たなスタートをきっています。現在、京都大学には、80名を超える障害のある学生が在籍しています。今では、身体的な障害のある学生に加えて、発達障害や難病などを抱える学生からの相談も増え、支援利用者は年々増加傾向にあります。

障害学生支援ルームには、専任の支援コーディネーターを配置し、各部局や学内外の関係機関と連携しながら、障害のある学生の修学支援を行っています。そして、聴覚障害のある学生のための情報保障（講義等におけるノートテイクやPC通訳、手話など）や視覚障害のある学生のための移動支援や音訳などの人的支援では、障害学生支援ルームに登録している学生サポーター（支援ごとに養成された学生サポーター）がその支援を担っています。また、障害学生支援ルームでは、受験・入学前の事前相談やオープンキャンパスでの模擬支援、障害のある学生の就職活動の相談なども行っている他、学内のバリアフリー状況をまとめた「京都大学フリーアクセスマップ」を作成するなど、その活動は多岐にわたります。

学生の課外活動に目を移すと、本学には昔から点訳サークルがありました。地道な活動を続け、学外でのボランティア活動にも力をいれています。その活動と地域社会への貢献が認められ、厚生労働大臣賞（2011年度）、そして、京都大学総長賞（2011年度）を受賞するに至っています。その他にも、手話サークルは、障害学生支援ルームが行う障害のある学生への修学支援やオープンキャンパスでの模擬支援などに対して積極的に協力しており、その活動に敬意を表したいと思います。

近年、障害のある人に関する状況は大きく変わりつつあります。国際的には、2006年12月の国連総会において「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」が採択され、翌2007年には、日本も署名し、国内法制度の整備に着手しました。障害者権利条約には、次のような目的が掲げられています。「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」。このような動きのなかで、国内では、2011年8月に、「障害者基本法」が改正されました。注目されるべきことは、第4条に「差別の禁止」が明確に盛り込まれたことです。意外に思われるかもしれませんが、それ以前の障害者基本法では部分的にしか明記されていなかったことなのです。さらに、その第4条のなかでも、社会的障壁の除去（合理的な配慮の必要性）がしっかりと明記されていることは画期的なことだといえます。もちろん、教育に関する項目（第16条）も盛り込まれており、教育機関である大学としては、このような変化にも適切に対応していくことが望まれます。さらに、2013年6月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立しました。これは、障害者差別を対象とした日本で初めてとなる法律であり、行政機関等（国立大学法人を含む）や民間企業などにおいても、障害者差別をなくしていくことが法的に求められる時代となりました。そして、2014年、ついに日本も、国連の障害者権利条約を批准しました。批准に至るまでには数年を要

しましたが、国際的な条約への批准は、とても大きな前進となるはずです。2016年4月、先に述べた障害者差別解消法が施行されました。京都大学としても、本法に基づく教職員の対応要領を公開しています。これは、障害のある学生等に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止を、教職員の遵守すべき規則のひとつとして策定したものです。このようなことを契機に、さらに理解を深めていく必要があるでしょう。もちろん、障害の概念や制度・政策が変化するだけでは、本当の差別がなくなるわけではありません。それぞれが、様々な人々を受け入れ、理解・尊重し合わなければならないのです。

京都大学にも、障害のある学生や教職員が在籍しています。学内には、まだまだ充実しているとはいえませんが、車椅子を利用している人のためのスロープや、視覚障害がある人のための点字ブロックや点字の案内板などが設置されています。多くの人は、普段はあまり意識していないかもしれませんが、少し意識を変えると様々な設備があることがわかるでしょう。今では、多くのエレベーターに車椅子を利用している人でも押しやすい位置にボタンがあり、ほとんどの建物には車椅子を利用している人などが利用しやすい多目的トイレがあります。しかし、このような設備は、実際に利用してみたり、利用しているところを見かけたりしなければ、見過ごしてしまうようなものかもしれません。そのため、悪気がなかったとしても、無意識のうちに点字ブロックの上やスロープの周りに自転車を停めてしまうことで、それらの設備を必要とする人の妨げになってしまうこともあります。このように、折角のバリアフリー設備も、適切に使える状態になっていなければ意味をなさなくなってしまうのです。ここでは、主に視覚障害の人や車椅子を利用している人などの物理的なアクセスについて例をあげましたが、他にも、情報へのアクセスなど課題は多く残されています。さらに、精神障害などは、物理的な側面だけではなく、周辺の人たちの理解が必要になることもあります。

つまり、先ほど述べたインクルーシブな大学環境も、ただキャンパスをバリアフリーにすれば達成できるというのではなく、皆さんの意識や行動による後押しが必要となるのです。大変なことのようと思われるかもしれませんが、何も難しいことではありません。目の前の小さなことから始めていけば良いのです。大切なことは、出来ることから始めることです。皆さん一人ひとりの意識と行動が、京都大学のより良い未来を創造していくのではないのでしょうか。

### 差別を克服しようとする努力につらなる

京都という土地は、さまざまな形で差別とかかわってきました。そもそも京都は、1922年に当時の岡崎公会堂において全国水平社創立大会が開催され、水平社宣言が発表された地です。被差別部落とされた地区も存在し、京都に住み、学び、あるいは働く人びとは、それを何らかの形で耳にすることがあるでしょう。また、京都には、在日韓国・朝鮮人も多く住んでいます。こうした点では、京都という土地には、差別を克服しようとする人びとと対話し、自らそこに つらなる機会がさまざまな形で開かれているとも言えます。以下、参考になる博物館やホームページの一例を掲げておきます。

#### ●「ツラッティ千本」

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000049462.html>)

京都市北区紫野花ノ坊町23-1

千本部落の人びとの暮らしや歴史を紹介する資料室。

#### ●「柳原銀行記念資料館」

(<http://suujin.org/yanagihara/>)

京都市下京区下之町6-3

被差別部落民が地区内に設立した唯一の銀行。明治後期の洋風木造建築物を保存し、同和地区に関する展示を行う。

#### ●「東九条マダン」

(<http://www.h-madang.com/>)

京都市南区東九条南河原町3

「マダン」とは「広場」の意味であり、「東九条で、韓国・朝鮮人と日本人がひとつのマダンに集い一つになって、みんなのまつりを実現したい」との思いから毎年まつりを通して交流の場を築いている。

#### ●「丹波マンガン記念館」 2011年(平成23)年7月再開館

(<http://tanbamangan.sakura.ne.jp/>)

京都市右京区京北下中町東大谷32番地

戦時中に朝鮮人や被差別部落民が過酷な採掘労働を強いられたとされるマンガン鉱山。朝鮮人鉱夫が自ら廃山後に記念館を設立した。現在、「坑道めぐり」を通して鉱山労働を体験できるほか、強制連行などに関する展示も行われている。

### 京都大学のハラスメント相談窓口

#### 全学相談窓口

##### ● 学生総合支援センターカウンセリングルーム内

Tel : 075-753-2515

E-mail : [counseling@mail.gssc.kyoto-u.ac.jp](mailto:counseling@mail.gssc.kyoto-u.ac.jp)

相談受付時間：原則として月曜日から金曜日までの

10:00から17:00まで

教員：杉原保史、村上嘉津子、中川純子、和田竜太、古川裕之、中藤信哉

##### ● 総務部人事課内

Tel : 075-753-2090

E-mail : [830madoguchi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:830madoguchi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

相談受付時間：原則として月曜日から金曜日までの

10:00から17:00まで

#### 部局相談窓口

##### ● 各部局

京都大学ホームページに掲載の部局相談窓口の相談員一覧を参照してください。

[http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human\\_rights/harassment/index.html](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human_rights/harassment/index.html)

### その他の相談機関

以下の機関は、ハラスメントのほか、全般的な女性の悩みに関する相談を受け付けています。受付時間や休業日等については、各機関にご確認下さい。

##### ● 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）

Tel : 075-212-7830

ホームページ <http://www.wings-kyoto.jp/>

(男性の相談も受け付けています)

##### ● 京都府男女共同参画センター

Tel : 075-692-3433

ホームページ <http://www.kyoto-womensc.jp/>

以下の機関は、ハラスメントのほか、人権問題に関する相談を受け付けています。

##### ● 法務省インターネット人権相談受付窓口

ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

##### ● 京都地方法務局常設人権相談所

Tel : 075-231-2001

以下の機関は、ハラスメントのほか、労働問題に関する相談を受け付けています。

##### ● 京都労働局総合労働相談コーナー

ホームページ [https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/madoguchi\\_annai/soudan01.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/madoguchi_annai/soudan01.html)

以下の機関は、相談機関ではありませんが、ハラスメント、労働問題その他の法律問題全般について、電話により受け付けて、関係する法制度の紹介や適切な相談窓口の紹介をしています。

##### ● 法テラス

Tel : 0570-078374

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>



## 「人権」を考えるために

---

発行年月日:2020年4月1日 発行:京都大学

この冊子の内容に関するご意見やご要望は、下記までお寄せください。

総務部総務課 Tel. 075-753-2021 E-mail:830soumu-soumu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp